

## 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して上記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

### 1. 事業者

法人名	特定非営利活動法人たすけあい佐賀
法人所在地	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1
電話番号	0952-23-6950
代表者氏名	代表 吉村 香代子
設立年月日	平成11年4月

### 2. 施設の概要

施設名	地域共生ステーションたすけあい佐賀かせ
施設所在地	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1
電話番号	0952-23-6950

### 3. 事業所の概要

事業所の開始日	平成27年3月27日
事業内容	児童発達支援(佐賀県指定 第 4150100347 号) 放課後等デイサービス(佐賀県指定 第 4150100347 号)
事業所の名称	NPOたすけあい佐賀かせ 児童発達支援こころ NPOたすけあい佐賀かせ 放課後等デイサービスぽけっと
事業所所在地	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1
電話番号(FAX)	0952-23-6950 (0952-25-9773)
事業所管理者氏名	松岡 照幸
当事業所の運営方針	利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とする。

### 4. 職員数・勤務状況

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置

については、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	
管理者	1		児童発達支援管理責任者兼務
児童発達支援管理責任者	1		児童発達支援・放課後等デイサービス兼務
保育士	1	2	児童発達支援・放課後等デイサービス兼務
児童指導員	0	6	児童発達支援・放課後等デイサービス兼務
指導員	0	4	児童発達支援・放課後等デイサービス兼務

※上記の職員数は、利用人数及び事業を進める上で変動する場合があります。

## 5. 事業所の施設設備の概要

1F	数	備考	2F	数	備考
相談室	1	4.96 m <sup>2</sup>	指導訓練室1	1	28.56 m <sup>2</sup>
エレベーター	1		指導訓練室2	1	30 m <sup>2</sup>
厨房	1	30.69 m <sup>2</sup>	子ども用トイレ	1	3.31 m <sup>2</sup>
			事務室	1	39.48 m <sup>2</sup>

※上記は、厚労省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

## 6. 事業所が提供するサービス内容

児童発達支援	幼稚園や保育園入園、もしくは就学に向けた障害児の発達を目的に、日常生活の基本習慣を身につけ、集団生活への早期参加を助長するサービスです。		
	営業日	月曜日から土曜日(但し、12月29日から1月3日までを除きます。)	
	事業所営業時間	午前9時から午後5時30分	
	サービス提供時間	午前9時から午後5時30分	
	定員	10名(児童発達支援・放課後等デイサービス合算)	
	主たる対象とする障害の種類	事業の主たる対象とする障害の種類は、知的障害並びに身体障害並びに発達障害の未就学児童としますが、それ以外の障害もご相談に応じます。	
	通常の事業の実施地域	佐賀市及び近隣市町村。但し、送迎については佐賀市(三瀬村及び富士町を除く)としますが、一部相談に応じます。	
	日課 午前中利用	登園 自由あそび	9:00～
		個別療育指導・集団療育指導・自由あそび	9:00～
昼食準備・昼食		11:30～	
降園準備		12:40～	
降園		13:00～	
日課 登園後利用	登園・自由あそび・療育指導	14:00～	

		おやつ	15:00～
		自由あそび・療育指導	15:30～
		降園	随時
	レクリエーション	誕生会行事や外出等のレクリエーションを実施します。	
放課後等 デイサービス	放課後や学校休業日等に就学児童の通所により、社会適応訓練や身辺自立訓練および様々な体験活動を行うサービスです		
	営業日	月曜日から土曜日(但し、12月29日から1月3日までを除きます。)	
	事業所営業時間	午前9時から午後5時30分	
	サービス提供時間	月曜日から金曜日【午後2時から午後5時30分まで】 夏期休暇・冬期休暇・春期休暇等学校定める長期休暇及び 土・祝又は学校が定める休校日【午前9時から午後5時30分まで】	
	定員	10名(児童発達支援・放課後等デイサービス合算)	
	主たる対象とする障害の種類	事業の主たる対象とする障害の種類は、知的障害並びに身体障害並びに発達障害としますが、それ以外の障害については、当事業者と保護者との協議とさせていただきます。	
	通常の事業の実施地域	佐賀市及び近隣市町村。但し、送迎については佐賀市(三瀬村及び富士町を除く)としますが、一部相談に応じます。	
	日 課	登園・自由あそび・療育指導	14:00～
		おやつ	15:00～
	自由あそび・療育指導	15:30～	
	降園	随時	
療育指導	個別支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、活動、外出等での地域交流の機会、余暇等の提供を行います。		

## 7. サービス利用料金(利用契約書 第6条参照)

(1)定率負担額(1割相当)	
料金は【別表1】通所支援利用料金表のとおりです。	
(2)実費	
定率負担額以外の、食材費・光熱費・外出経費などの費用は給付費支給の対象ではありませんので、それに要した実費の料金を【別表2】実費料金表のとおりいただきます。なお、実費が多く発生する外出等の場合、その都度保護者へ説明を行い、了解を得た場合に実施します。	
(3)サービス利用料金のお支払い方法	
サービス利用料金は1か月ごとに計算しますので、下記の方法でお支払いをお願いいたします。	
口座振替	郵貯銀行又は佐賀銀行をご利用いただけます。 利用翌月15日に自動引落し(15日が休業日の場合は翌日になります。)

## 8. サービスの利用に関する留意事項

(1)受給者証の確認
「住所」及び「支給量」「障害の程度による区分」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。

## 9. サービス実施の記録について

(1)サービス実施記録の確認
日時を記録した実績記録票にその都度押印をお願いいたします。なお、個別支援計画書及びサービス提供書、実績記録票は、サービス提供日より5年間保存します。
(2)ご利用者の記録や情報の管理、開示について
本事業所では、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

## 10. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

感染対策	利用者がインフルエンザやコロナウイルスなど、他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師より完治の診断が得られるまで、事業所の利用はできません。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 11. 事故発生時の対応

ケガ・発作・熱発等	応急処置を行い、通院の判断を行います。緊急性がある場合は、救急車を要請します。いずれも保護者に連絡します。
失踪	所在を見失った時刻と場所の確認を行い、初期捜索を行い、保護者に連絡します。発見できなかった場合は、警察に連絡し保護紹介を依頼します。
情報収集と記録	事故発生時の情報収集を行い、記録を残します。
事故報告	事故が発生した場合は、保護者とともに、佐賀県及び市町村に報告し、必要な措置を講じます。通院を要した事故については、佐賀県に報告書を提出します。

## 12. 損害賠償保険への加入(利用契約書第15条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険
保険の種類	賠償責任保険

保険の概要	対人・対物賠償
-------	---------

### 13. 協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

病院名	佐賀県医療生活協同組合 神野診療所
住所	佐賀県佐賀市神野東4丁目10-5
対応時間	月～金 9:00～12:30／14:00～19:30 火 9:00～12:30／14:00～16:30 木・土 9:30～12:30 それ以外は、救急対応とします。

※主治医がいる場合は、その連絡先を事前に把握して連絡といたします。

### 14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難、防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	諸藤 和博

### 15. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	管理者 松岡 照幸
-------------	-----------

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### 16. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

## 17. 苦情の受付について

### (1) 本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。	
苦情受付連絡先	電話：0952-23-6950 毎日 9時～18時(但し12月29日～1月3日は除きます。)
サービスに関する苦情又は利用者の記録等に関すること サービス利用に関するご相談	管理者 松岡 照幸 (窓口担当者不在時は、代理職員にて受け付けます。)
利用料の支払いに関すること	事務所 事務員

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

佐賀県障害福祉課	所在地：佐賀県佐賀市城内1丁目1-59 電話：0952-25-7064
佐賀市障がい福祉課	所在地：佐賀県佐賀市栄町1番1号 電話：0952-40-7251

## 18. 第三者評価の実施状況

実施していない。

【別表1】 通所支援利用料金表(定率負担額 1割相当)

○児童発達支援(1日につき)

児童発達支援(児童発達支援センター以外で行う場合)			
定員 10 名 ※ただし放課後等デイサービスと合わせて		885 円	
加 算	個別サポート加算 I (ケアニーズの高い児童への支援)	100 円	
	児童指導員等加配加算	123 円	
	家庭連携加算(家庭訪問にて家族等に対する相談援助を行った場合。 月 2 回まで)	1 時間未満	187 円
		1 時間以上	280 円
	欠席時対応加算(急病等により急に利用キャンセルした場合。月4回まで)	94 円	
	送迎加算(自宅と事業所の間を送迎した場合。1回につき)	54 円	
	利用者負担上限管理加算(1月内の利用者負担上限管理を行った場合)	150 円	
	福祉・介護職員処遇改善加算( I )	1 月につき上記合計額に 81 / 1000 をかける	

○放課後等デイサービス(1日につき)

放課後等デイサービス(定員 10 名 ※ただし児童発達支援と合わせて)			
イ:放課後に受け入れ		604 円	
ロ:学校休業日(長期休暇や土曜日等)に受け入れ		721 円	
加 算	個別サポート加算 I (ケアニーズの高い児童への支援)	100 円	
	児童指導員等加配加算	123 円	
	家庭連携加算(家庭訪問にて家族等に対する相談援助を行った場合。 月 2 回まで)	1 時間未満	187 円
		1 時間以上	280 円
	欠席時対応加算(急病等により急に利用キャンセルした場合。月4回まで)	94 円	
	送迎加算(自宅と事業所の間を送迎した場合。1回につき)	54 円	
	利用者負担上限管理加算(1月内の利用者負担上限管理を行った場合)	150 円	
	福祉・介護職員処遇改善加算( I )	1 月につき上記合計額に 84 / 1000 をかける	

【別表2】 実費料金表

項目	説明	料金
----	----	----

昼食代	昼食を食べられたときに一食につき	400 円
おやつ	おやつを食べられたときに一日につき	100 円
教材費・その他	利用者に負担いただくことが適当である諸費用 ※事前にご説明し、了解を得た場合	実費